SHIMADA
GREEN Ci-TEA
JAPAN

島田市地方就職学生支援金

東京の大学生のみなさまへ
島田市への移住を伴う県内就職を支援します！

島田市地方就職学生支援金とは？

都内に本部を置く大学の東京圏内にあるキャンパスに通う学生が、大学の卒業または修了後に県内企業へ就職し、さらに島田市へ移住した場合に、当該企業への就職活動で要した交通費と、島田市への移住に伴う移転費を支援します。

どんな支援が受けられるの？

①交通費
　就職した県内企業の就職活動に要した交通費を最大11,880円支援
②移転費
　島田市に移住する際の移転費（引越し費用）を最大66,000円支援

※支援金額はいずれも上限額であり、実際に要した費用が対象となります。
また、交付には条件がありますので裏面をご覧ください。

お問合せ
島田市
産業経済部　商工課
電話　0547-36-7146
E-mail　syoukou@city.shimada.lg.jp

詳しくはこちら
島田市地方就職学生支援金　検索

島田市地方就職学生支援金

支援金交付の要件

・令和7年度に当該大学を卒業し、または修了していること
※令和8年度の申請は令和7年度の卒業生が対象となります。

・東京都内に本部がある大学の東京圏のキャンパスに原則として4年以上通学していたこと

・大学の卒業又は修了の年度において、継続して東京圏内に居住をしていたこと

・島田市内へ移住をした者であること

・支援金の交付の申請の日から5年以上継続して島田市内に居住をする意志を有すること

・次に掲げる雇用の要件を満たした県内企業に、大学を卒業し、または修了してから1年以内に就職していること

①期間の定めのない労働契約（1週間の所定労働時間が20時間以上であることを条件とする契約に限る）に基づく雇用であること

②静岡県外に事務所又は事業所を有する県内企業への就職の場合にあっては、勤務地を静岡県内に限定した労働契約に基づく雇用であること。

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと

④官公庁等ではないこと

⑤暴力団員等又は当該暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配していないこと

⑥暴力団員等又は、当該暴力団員と密接な関係を有するものがその事業活動を支配していないこと

⑦就業者にとって3親等以内の家族が代表者、取締役などの経営を担う職務に就いている法人等への就職ではないこと

・日本国籍を有する者、または、外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること

・暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと